

障害者に対する

差別^{さべつ}

こんなこと
してない？

虐待^{こわやくたい}

みんなで知ろう
ノーマライゼーション条例



障害のある人もない人も、 誰もが共に暮らしていくために。

障害のある人もない人も
同じ市民のひとりです。

障害があっても権利が
守られなければなりません。

権利を守るためには
市民のサポートが必要です。



さいたま市では、平成23年に国や全国の政令指定都市に先駆けて障害のある人に対する差別と虐待をなくすための条例（ノーマライゼーション条例）を制定し、誰もが共に暮らすことのできる街づくりを進めています。

国においても障害者虐待防止法や障害者差別解消法がそれぞれ制定されるとともに、雇用の分野においても障害者雇用促進法が改正され、障害のある人に対する差別と虐待をなくしていくための取組を進めていくことになりました。さいたま市は、各法令の規定と合わせて条例の理念を生かしつつ、ノーマライゼーション社会の実現に取り組んでいきます。



障害者って？

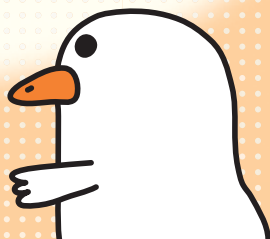




「障害者」は、いわゆる障害者手帳をもっている人に限りません。

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害などの心身の機能の障害があっても、必ずしも障害者手帳を取得しているとは限りません。法律や条例では、社会で生きづらさを感じている全ての障害のある人に対する差別と虐待が禁止されています。

障害者差別って、
どんなこと？





障害のある人に対して、障害があることで障害のない人たちとは違う扱いをしたり、その障害に合わせた工夫をせずに済ませていませんか？

障害者差別解消法、障害者雇用促進法や条例で禁止される差別には、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の2つがあります。また、行政機関だけでなく、すべての分野の事業者による障害者差別が禁止されています。

障害のある人が、次ページ以降のような不当な差別的取扱いをされている、合理的配慮をしてもらえない、と思った時や、事業者の方が、どのようなことが障害者差別に当たるのか、どのように合理的配慮をすればよいかなど迷ったときは23p以降の相談窓口にご相談してください。市や関係機関は事実の確認などの解決に向けた取組を行います。また、事業者の方に対しては、必要に応じて助言や指導などを行います。

1.

障害があることを理由として、 障害のない人たちとは 違う扱いをすること



不当な差別的取扱い

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、商品の売買や施設の利用などの各種機会の提供を拒否すること、提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障害のない人に対しては付けない条件を付けることなどにより、障害のある人の権利利益を侵害することは、不当な差別的取扱いとして禁止されます。

例えば

役所や銀行で、窓口対応を拒否する、順番を遅くする、書類や資料を渡さない



お店やレストランで、利用する際に、断ったり、保護者、介助者の同伴を条件とする

不動産屋で、アパートなどを借りようと希望する障害のある人に対し、必要な調整を行うことなく仲介を断る



2.

障害のある人の障害に合わせた 必要な工夫ややり方を しないこと



合理的配慮の不提供

個々の場面において、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を提供することとされています。

物理的環境 への配慮

例えば

▶ 電車に乗るときに、車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す



▶ 高い所に陳列された商品を取って渡す



▶ 教室や職場に出入りしやすいところに席を配置する



意思疎通 の配慮

例えば

▶ 銀行や役所の窓口など
において筆談、読み上
げ、手話などを用いて手
続きをする



▶ 銀行のATMや駅の券売機を
利用することが難しい場合、
操作を手伝ったり、窓口で対
応したりする



▶ 飲食店で、メニューを分か
りやすく説明したり、写真を
活用したり
する



ルール・慣行の 柔軟な変更

例えば

▶ 銀行や役所の窓口などにおいて、順番を待つことが苦手な障害のある人に対し、周囲の理解を得た上で手続き順を変更する



▶ 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する

▶ 学校の授業において、支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援等を許可する



▶ 姿勢を保持することが難しい障害のある人用に、昇降口に腰掛けを用意するなどして、靴を脱着しやすくする



合理的配慮の提供の流れ

1



障害のある人から、行政機関や事業者に対して、配慮してほしい内容を申し出ます。

(意思の表明)



2



行政機関や事業者は申し出が行っている業務などの目的される範囲で本来の業務に付かない人と比べて同じサービスるか、業務の目的や内容までに留意するとともに、過重に判断して、提供する合理的して障害のある人と話し合い

※過重な負担であると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明して、理解を得るように心がけてください。

の内容を、行政機関や事業者
や内容などに照らし、必要と
随するものであるか、障害の
などを受けるためのものであ
変更してしまうものであるか
負担であるかどうかを総合的
配慮を提案
をします。



3



障害のある人は行
政機関や事業者と話
し合って決めた合理
的配慮の提供のもと
サービスなどを利用
します。



これって、

障害者虐待？？



障害者虐待防止法やノーマライゼーション
条例では、障害のある人に対する虐待は禁止
されています。

次ページ以降のような虐待を受けているかもし
れない、と思った時は速やかに24p、25pの相談窓
口に通報してください。


通報を受けた、市や関係行政機関は、虐待を受け
た障害のある人を保護することや虐待をした事業所
などに対し、指導などを行います。



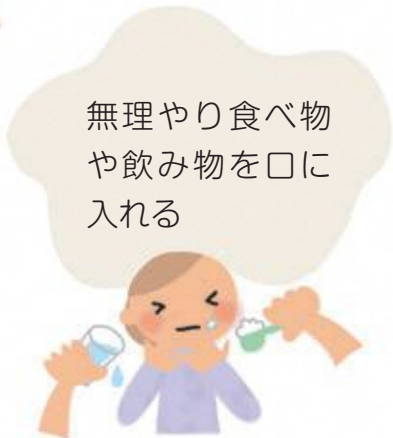
しんたいてきぎやくたい

身体的虐待

例えば



平手打ちする
殴る・蹴る
壁に叩きつける
つねる
やけど・打撲させる



無理やり食べ物
や飲み物を口に入
れる

身体拘束

- ▶ 柱や椅子やベッドに縛り付ける
- ▶ 医療的必要性に基づかない投薬
によって動きを抑制する
- ▶ ミトンやつなぎ服を着せる
- ▶ 部屋に閉じ込める
- ▶ 施設側の管理の都合で睡眠薬を
服用させる



せい て き ぎゃく たい
性的虐待

例えば

性的行為を強要する
裸にする
キスする



本人の前でわいせつな言葉
を発したり、会話をする
わいせつな映像を見せる



更衣やトイレ等を
のぞいたり、映像
や画像を撮影する



しん り てき ぎゃく たい
心理的虐待

例えば

「バカ」「あほ」等障害のある
ことを侮辱する言葉を浴びせる
怒鳴る
ののしる
悪口を言う



仲間に入れない
子ども扱いする
人格をおとしめる
ような扱いをする

話しかけているのに
意図的に無視する



ほう き ほう ち 放棄・放置

例えば

食事や水分を十分に与えない
食事の著しい偏りによって栄養状態を悪化させる



あまり入浴させない
汚れた服を着させ続ける
排泄の介助をしない
髪や爪の手入れをしない
室内の掃除をしない



病気やけがをしても受診させない
学校に行かせない
必要な福祉サービスを受けさせない



同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する

けいざいてきぎゃくたい
経済的虐待

例えば

年金や賃金を
渡さない



本人の同意なしに
財産や預貯金を処
分・運用する



日常生活に必要な金銭
を渡さない
本人の同意なしに年金
等を管理して渡さない



※これらの障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。



相談窓口

① 障害者生活支援センター

差別や虐待を受けている、受けているかもしれないなど、ふだんの生活の中で悩みを感じたら、お住まいの区の障害者生活支援センターに相談してください。

■ 西 区障害者生活支援センター（ゆめの園）	電話 623-1768	FAX 622-8807
■ 北 区障害者生活支援センター（みめま）	電話 796-5705	FAX 796-5706
■ 北 区障害者生活支援センター（ベルベッキオ）	電話 661-7092	FAX 661-7093
■ 大宮区障害者生活支援センター（みめま）	電話 650-6460	FAX 795-4721
■ 大宮区障害者生活支援センター（やどかり）	電話 795-4720	FAX 795-4721
■ 見沼区障害者生活支援センター（来人）	電話 682-0677	FAX 682-0670
■ 見沼区障害者生活支援センター（やどかり）	電話 682-1101	FAX 687-0517
■ 中央区障害者生活支援センター（来夢）	電話 859-7231	FAX 852-3276
■ 桜 区障害者生活支援センター（さくらとぴあ）	電話 783-7800	FAX 783-7799
■ 浦和区障害者生活支援センター（むつみ）	電話 824-3640	FAX 793-6376
■ 浦和区障害者生活支援センター（やどかり）	電話 793-6373	FAX 793-6376
■ 南 区障害者生活支援センター（あみ〜ご）	電話 866-5098	FAX 866-5128
■ 南 区障害者生活支援センター（社協ひまわり）	電話 710-8105	FAX 864-0570
■ 緑 区障害者生活支援センター（むつみ）	電話 607-1467	FAX 607-1467
■ 岩槻区障害者生活支援センター（ささぼし）	電話 793-4701	FAX 793-4702

②区役所支援課

虐待を発見した、又は虐待されているかもしれないと感じたときは、速やかにお住まいの区の支援課に通報してください。また、差別に関して、市に助言やあっせんをしてほしいときの申し立てについても受け付けています。

西区役所支援課

電話 620-2662 FAX 620-2766

☒nishiku-shien@city.saitama.lg.jp

北区役所支援課

電話 669-6062 FAX 669-6166

☒kitaku-shien@city.saitama.lg.jp

大宮区役所支援課

電話 646-3062 FAX 646-3166

☒omiyaku-shien@city.saitama.lg.jp

見沼区役所支援課

電話 681-6062 FAX 681-6166

☒minumaku-shien@city.saitama.lg.jp

中央区役所支援課

電話 840-6062 FAX 840-6166

☒chuoku-shien@city.saitama.lg.jp

桜区役所支援課

電話 856-6172 FAX 856-6276

☒sakuraku-shien@city.saitama.lg.jp

浦和区役所支援課

電話 829-6143 FAX 829-6239

☒urawaku-shien@city.saitama.lg.jp

南区役所支援課

電話 844-7172 FAX 844-7276

☒minamiku-shien@city.saitama.lg.jp

緑区役所支援課

電話 712-1172 FAX 712-1276

☒midoriku-shien@city.saitama.lg.jp

岩槻区役所支援課

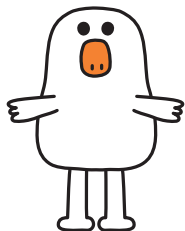
電話 790-0163 FAX 790-0266

☒iwatsukiku-shien@city.saitama.lg.jp

③ その他の障害者差別や虐待に関する機関

- **福祉局障害福祉部**……………どのようなことが差別や虐待に当たるのか、合理的配慮をどのように提供すればよいかなどの様々な相談を受け付けています。
- 障害政策課（差別について）▶ 電話 829-1306 FAX 829-1981
✉shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp
- 障害政策課（事業所内虐待について）▶ 電話 829-1309 FAX 829-1981
✉shogai-seisaku@city.saitama.lg.jp
- 障害福祉課（家庭内虐待について）▶ 電話 829-1255 FAX 829-1981
✉shogai-fukushi@city.saitama.lg.jp
-
- **さいたま地方法務局**……………学校でいじめを受けている、虐待を受けているなど、悩みや困りごとに関する人権相談を受け付けています。
(みんなの人権110番 0570-003-110)
<https://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>
-
- **埼玉労働局**……………就労先での差別や虐待などについては、労働局やハローワークにお問い合わせください。
電話 600-6209 FAX 600-6229
-
- **大宮公共職業安定所**……………電話 667-8609 FAX 651-0331
-
- **浦和公共職業安定所**……………電話 832-2461 FAX 829-2984
-

ノーマライゼーション社会が実現した未来から、ノーマライゼーションを広めるためにやってきた2人組



ノーマくん



ライちゃん

※このキャラクターは、埼玉県立特別支援学校
さいたま桜高等学園 家政技術科服飾デザイン
コースの生徒によってデザインされました。



令和5年11月発行

発行 ● さいたま市障害者施策推進本部

事務局 ● さいたま市福祉局障害福祉部障害政策課

電話：048-829-1306 FAX：048-829-1981



さいたま市

このパンフレットは 14,500 部作成し、1 部あたりの印刷経費は 26 円です。